

宇佐市創業資金融資利子等補助金 必要書類

事前届出(借入後、1カ月を目安に)

- ①宇佐市創業資金融資利子等補助金事前届出書(様式第1号)
- ②金銭消費貸借契約証書の写し
- ③補助対象融資であることが確認できる書類
- ④信用保証料決定のお知らせの写し
- ⑤返済日、返済元金及び利子が確認できる返済計画書(補助対象期間分)
- ⑥利子・保証料補助額計算書
- ⑦特定創業支援事業を修了したことを証する証明書の写し(講座修了証)
- ⑧誓約書(事前届出用)
- ⑨暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

※①⑥⑧⑨は市の様式にご記入ください

交付申請(令和4年1月11日～1月31日予定)

- ①宇佐市創業資金融資利子等補助金交付申請書(様式第2号)
- ②令和3年中に支払った利子が確認できる書類
- ③法人:宇佐市税務課に提出した法人設立届出書の写し
個人:宇佐税務署に提出した開業届出書の写し
- ④事業所の存在が確認できる書類(事業所の写真、HP等)
- ⑤市税の滞納のない証明<宇佐市税務課>
- ⑥上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書
- ⑦誓約書兼チェックリスト(交付申請用)
- ⑧請求書(様式第4号)(※日付は空白で出してください)

**交付申請は毎年必要です。
忘れると前年1年分の補助が受けられなくなるので、ご注意ください。**